２・３　（略）

４　第一項及び第二項の規定による立入検査、質問、採取又は集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（略）

三

（略）

家畜伝染病予防法（抄）

**第四十七条**　農林水産大臣は、家畜の伝染性疾病の発生又はまん延により、畜産に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、都道府県知事に対し、第六条第一項、第九条、第十五条、第十七条、第十七条の二第五項若しくは第六項、第二十五条の二、第二十六条第一項、第三項若しくは第五項、第二十八条の二第一項、第三十条、第三十一条第一項若しくは第二項、第三十二条第一項若しくは第三十三条から第三十四条の二までの規定による措置を実施し、又は家畜防疫員に第十六条第三項の規定による措置を実施させるべき旨を指示することができる。

**第四十八条**　農林水産大臣は、前条の指示をした場合又は都道府県知事から求められた場合において必要と認めるときは、その指定する家畜防疫官をして都道府県知事の指示を受け、第二章又は第三章の規定により家畜防疫員の行なうべき職権を行なわせることができる。

四　（略）

別表第一（第九条、第四十条関係）

検査の方法

| 区分 | 方法 | 要領 | 判定 |
|---|---|---|---|
| ブルセラ症（牛の場合） | 1～4　（略） | 1・2　（略）<br>3　ブルセラ症の疑似患畜の判定をした日に当該疑似患畜と同じ農場で飼養されている牛（当該疑似患畜と判定するに至つた急速凝集反応法による検査を当該疑似患畜と同時に実施した牛を除く。）については、急速凝集反応法による検査を行うこと。<br>4～6　（略） | 1　細菌検査においてブルセラ症の病原体が認められるものは、ブルセラ症の患畜とする。<br>2　次のいずれかに該当するものは、ブルセラ症の疑似患畜とする。<br>一　（略）<br>二　方法の欄の4の検査によりブルセラ症にかかつている疑いがあると診断できるもの<br>3　1及び2に該当しないものは、ブルセラ症の患畜又は疑似患畜でないものとする。 |

２・３　（略）

４　第一項及び第二項の規定による立入検査、質問、採取又は集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（略）

三

（略）

家畜伝染病予防法（抄）

**第四十七条**　農林水産大臣は、家畜の伝染性疾病の発生又はまん延により、畜産に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、都道府県知事に対し、第六条第一項、第九条、第十七条、第十七条の二第五項若しくは第六項、第二十六条第一項、第三項若しくは第五項、第二十八条の二第一項、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条若しくは第三十四条の規定による措置を実施し、又は家畜防疫員に第十六条第三項の規定による措置を実施させるべき旨を指示することができる。

**第四十八条**　農林水産大臣は、前条の指示をした場合又は都道府県知事から求められた場合において必要と認めるときは、その指定する家畜防疫官をして都道府県知事の指示を受け、第二章又は第三章の規定により家畜防疫員の行なうべき職権を行なわせることができる。

四　（略）

別表第一（第九条、第四十条関係）

検査の方法

| 区分 | 方法 | 要領 | 判定 |
|---|---|---|---|
| ブルセラ病（牛の場合） | 1～4　（略） | 1・2　（略）<br>3　ブルセラ病の疑似患畜の判定をした日に当該疑似患畜と同じ農場で飼養されている牛（当該疑似患畜と判定するに至つた急速凝集反応法による検査を当該疑似患畜と同時に実施した牛を除く。）については、急速凝集反応法による検査を行うこと。<br>4～6　（略） | 1　細菌検査においてブルセラ病の病原体が認められるものは、ブルセラ病の患畜とする。<br>2　次のいずれかに該当するものは、ブルセラ病の疑似患畜とする。<br>一　（略）<br>二　方法の欄の4の検査によりブルセラ病にかかつている疑いがあると診断できるもの<br>3　1及び2に該当しないものは、ブルセラ病の患畜又は疑似患畜でないものとする。 |